

「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」の主な改正内容

(1) 個人データの漏えい等報告に関するQ&Aの移設等

従前、金融機関に対しては、(個人データの)安全管理措置義務を根拠として、全ての個人データの漏えい等事案につき当局への報告を義務付けていたところ、令和2年の個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「個人情報保護法」という。)改正により、漏えい等報告義務が安全管理措置義務とは独立した義務として設けられたことに伴うもの。

(2) 個人関連情報に関するQ&Aの追加

令和2年個人情報保護法改正により、個人関連情報(提供先が個人データとして取得することが想定される情報)の第三者提供に係る規制が新設されたことに伴うもの。

(3) 特定個人情報の漏えい等が発生した場合の報告義務に関するQ&Aの追加

従前、特定個人情報の漏えい等事案については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく報告義務及び告示に基づく報告義務があったところ、同法の改正(令和4年4月1日施行)により、告示が廃止されたことに伴うもの。

(4) 外国にある第三者に個人データを提供する場合の留意点等に関するQ&Aの追加

令和2年個人情報保護法改正により、外国にある第三者に個人データを提供するときの本人同意取得時における情報提供の内容の充実化が図られたことに伴うもの。

(5) その他所要の改正